

次期リサイクル施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問内容（入札参加資格）及び回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	タイトル	質問の内容	回 答
1	入札説明書	7	第3節	2	(3)ア	(カ) 返信用封筒の宛先	「申請者の住所地及び名称を・・・」とありますが、「申請者」とは「代表企業」という認識でよろしいでしょうか。 その際に、返信先住所を代表企業住所ではなく、名刺添付の担当者の住所に返信先として宜しいでしょうか。（代表企業本社と担当者事務所の住所が違う場合の質問です）	当該箇所の申請者は、代表企業となります。（P13_第3節_3_(1)_ウ及び様式2-1参照） 後段のご質問については、可とします。
2	入札説明書	8	第3節	2	(3)エ	提出部数3部（正本1部、副本2部）	正本と副本の違いに関して、ご教示願います。例）「正本は原本、副本は写し」「正本は押印有り、副本は押印無し」等についてご教示願います。	お見込みのとおり、正本は原本、副本は写しです。正本は押印有り、副本はその写しで可とします。 また、各添付資料についても正本は原本、副本は写しで可とします。
3	入札説明書	13	第3節	3	(1)カ	入札参加資格要件	運営業務について共同企業体を組織する場合、この共同企業体を構成する1者に運営業務を一括再委託しても良いと理解して宜しいでしょうか。（維持管理業務は、共同企業体を組織する他の1者が実施）	ご質問の運営形態は、共同企業体の構成員が運営業務と維持管理業務業務をそれぞれ分担して実施しているため、運営業務の一括再委託とは見なしません。
4	入札説明書	15	第3節	3	(2)ア	(ウ)運営業務を行う者の要件	a(a)(b)、b(a) それぞれに「受託実績を有すること」とありますが、受託時期は問われないものという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	様式集	16	第3節	3	(3)ア	秘密保持契約	契約については代表企業と運転業務を行う各社との2者間の契約という認識でよろしいでしょうか。 秘密保持契約書類の内容及び様式等は2者間で協議の上で決定してよろしいでしょうか。	秘密保持契約は、代表企業と運転業務を行う各協力企業との2者間の契約となります。 また、様式は特に定めていないため2者間で協議の上で決定して頂いて構いませんが、運転業務を行う協力企業は、他の応募者の協力企業としても参加が可能であることから、応募図書等に係る情報の取扱い（秘密保持）に関する内容について記載をお願いします。